

茨城県女性活躍・働き方改革ポータルサイト構築業務委託仕様書

1 委託業務の目的

県内企業の女性活躍、働き方改革を効率的に推進するため、優良な企業の実践や女性管理職ロールモデル等の情報発信を行うポータルサイトを構築する。

2 委託業務の実施方針

- ・県内企業の女性活躍及び働き方改革推進をアピールするウェブサイトとすること。
- ・直感的かつ容易に閲覧できるウェブサイトとすること。
- ・セキュリティに十分配慮したウェブサイトとすること。

3 委託業務の内容

ウェブサイトの構築及び運用管理に係る以下の業務（サーバの調達等含む）

（1）ウェブサイトの構築

ア 想定するコンテンツ

- （ア）働き方改革・女性活躍とは
- （イ）働き方改革
- （ウ）女性活躍
- （エ）いばらき女性活躍・働き方応援協議会
- （オ）表彰・認定
- （カ）インタビュー
- （キ）セミナー・イベント
- （ク）メールマガジン
- （ケ）各種情報発信

構成イメージは別紙1のとおり

イ 機能

- （ア）検索、並び替え

企業一覧の公表を予定しているページ（別紙1「2-1-2」、「4-1」）において、利用者の視点に立った検索、並び替え（市町村別、従業員数別、業種別等）等の機能を導入すること。

- （イ）CMS

本県で保有する端末及びネットワークからホームページの作成・更新が可能なコンテンツ管理システム（CMS）を全てのページに導入すること。ただし、トップページ等のデザイン性を求めるページについては委託者と協議の上、除くことが出来るものとする。

- （ウ）映像（埋め込み等）

県が制作する映像を掲載できるようにすること。

ウ その他

- ・委託業務の目的に鑑みて必要と考えられるものを掲載できるようにすること。

【参考ウェブサイト】

キラッ人 ふくしま (<https://www.kiratto-fukushima.jp/index.html>)

とちぎウーマンナビ (<http://www.tochigi-woman-navi.jp/>)

Good!!Work&Life とやま (<https://good-work-life-toyama.jp/>)

福岡県女性の活躍推進ポータルサイト (<https://joseikatsuyakuontai.pref.fukuoka.jp/>)

北の女性 元気・活躍・応援サイト (<https://1-north.jp/katsuyaku/>)

エ 対応端末

・パソコン、タブレット、スマートフォンに対応すること。

・OSはWindows、Mac、Android、ios、Linux、FireOS等に対応すること

オ ターゲットブラウザ

Microsoft Edge、Firefox、Safari、Google Chrome等の各ブラウザでレイアウトが崩れないよう表示できること。

カ その他

「茨城県ウェブアクセシビリティガイドライン」に定めるアクセシビリティ及びユーザビリティを実現すること。

(2) ウェブサイトの運用管理

ア ウェブサーバへの運用管理 詳細は別紙2のとおり

(ア) ウェブサーバの調達

(イ) セキュリティ対策

(ウ) インターネット接続環境の整備

(エ) ドメイン

(オ) 障害対応

イ データの更新

(ア) 県及び委託業者の双方からデータの更新が可能なものとする。

(イ) 県からの更新において使用する端末のOSはWindows、ブラウザはMicrosoft EdgeまたはGoogle chromeとする。

(ウ) 県からのデータ転送に用いるプロトコルはHTTPSとし、FTPは使用できないので留意すること。

(エ) ウェブサイトにアクセスして操作する端末パソコンへのアプリ等インストールは必要としないこと。

ウ 県担当職員へのサポート

(ア) ページの修正・更新・追加等に係る操作方法について、県担当職員へのサポートを行うこと。

(イ) 通常は、平日午前9時から午後5時までの間、電話または電子メール等での連絡対応を行うこと。

エ 次年度以降の運用への対応

(ア) 当ウェブサイトは次年度以降も引き続き運用する必要があるため、構築したシステム及びデータ等について、次年度以降の委託業者に円滑に引継ぎを行うこと。

(イ)引継ぎ後においても、当委託業者により構築したシステムに瑕疵や不具合、セキュリティ上の問題が発覚または発生した場合は、速やかに改修等の対応を行うこと。

4 セキュリティ対策

別紙2「ウェブサーバの運用管理等に係る仕様書」を遵守すること。

5 成果品の納入

委託業務が完了したときは、委託業実績報告書とあわせて、成果品を次のとおり提出すること。

- ・ホームページ設計書 紙媒体2部
- ・操作マニュアル 紙媒体2部、電子媒体1部
- ・ウェブサイトのすべてのデータを記録した電子媒体1部

6 著作権等

- ・県が提供するもの以外のデータの使用については、委託業者が許諾を得ること。また、それに係る費用は委託業者の負担とする。
- ・当委託業務の成果品は、県に帰属するものとする。

7 委託料上限額

2,923,910円(うち消費税及び地方消費税265,810円)

この額は、事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではない。

8 委託期間等

(1)委託期間：契約締結日から令和5年3月31日まで

(2)スケジュール(想定)

- ・令和4年6月下旬 契約締結
- ・令和4年8月下旬 中間検査、ウェブサイト開設
- ・令和5年3月末まで 随時ページ追加・更新、運用・管理

(3)その他

- ・本業務を実施するにあたり、業務実施計画書を提出し、県と協議を行いながら作業を進めること。
- ・契約締結後、速やかに本業務の作業場所、作業責任者及び業務従事者を特定し、県に届け出ること。
- ・従業員に対して、契約の履行に必要な教育及び啓発を行うこと。

トップページ		1
1	働き方改革・女性活躍とは	2
1-1	働き方改革とは	3
1-2	働き方改革の必要性	4
1-3	女性活躍とは	5
1-4	女性活躍の必要性	6
トップページ		
2	働き方改革	7
2-1	働き方改革優良企業認定	8
2-1-1	申込書類・申込方法	9
2-1-2	認定企業一覧(検索・並び替え)	10
2-1-2-1	認定企業紹介	11
2-2	働き方改革推進月間	12
トップページ		
3	女性活躍	13
3-1	女性リーダー登用先進企業表彰	14
3-1-1	申請書類・申請方法	15
3-1-2	受賞企業一覧	16
3-1-2-1	受賞企業紹介	17
3-2	女性ロールモデル一覧	18
3-2-1	女性ロールモデル詳細	19
3-3	女性活躍推進計画	20
トップページ		
4	いばらき女性活躍・働き方応援協議会	21
4-1	会員企業一覧(検索・並び替え)	22
4-1-1	会員企業詳細	23
4-2	会員企業募集・申込	24
4-2-1	申込フォーム(いばらき電子申請・届出サービス)	25
4-3	「見える化」項目更新報告書・企業情報変更届	26
4-4	女性活躍推進法第23条に基づく協議会の設置	27
トップページ		
5	表彰・認定	
3-1	女性リーダー登用先進企業表彰	
3-1-1	申請書類・申請方法	
3-1-2	受賞企業一覧	
3-1-2-1	受賞企業紹介	
2-1	働き方改革優良企業認定	
2-1-1	申込書類・申込方法	
2-1-2	認定企業一覧(検索・並び替え)	
2-1-2-1	認定企業紹介	
トップページ		
6	インタビュー	28
6-1	働き方改革・女性活躍優良企業	29
2-1-2-1	認定企業紹介	
3-1-2-1	受賞企業紹介	
3-2	女性ロールモデル一覧	
3-2-1	女性ロールモデル詳細	
トップページ		
7	セミナー・イベント	30
7-1	セミナー・イベント一覧	31
7-1-1	セミナー・イベント詳細	32
7-1-1-1	申込フォーム(いばらき電子申請・届)	33
トップページ		
8	メールマガジン	34
8-1	メールマガジン一覧	35
8-1-1	メールマガジン詳細	36
8-2	申込フォーム(いばらき電子申請・届出サービス)	37
トップページ		
9	各種情報発信	38
9-1	補助事業	39
9-2	認証・表彰制度	40
9-3	セミナー等	41
9-4	その他	42
トップページ		
10	プライバシーポリシー	43
トップページ		
11	著作権・リンク・免責事項	44

ウェブサーバの運用管理等に係る仕様書

1 ウェブサーバの調達

(1) 要件等

ア スペックについて、以下の要件を満たしていること。

- ・専用サーバとすること
- ・委託業者がサーバの管理権限を有していること
- ・独自ドメインが利用可能であること
- ・SSL 証明書がインストール可能であること（共有 SSL 不可）

イ 専用サーバの構成について、万一の攻撃を受けた際に、速やかにウェブサイトを復旧できるような構成とすること。

ウ バックアップについて、専用サーバ以外のバックアップサーバに対して、定期的にバックアップを行う構成とすること。

エ 専用サーバについて、統合監視ツールを導入し、常に死活監視を行う仕組みが導入されていること。

2 セキュリティ対策

(1) 委託業者は、ウェブサイトを構築または運用する場合には、ウェブサイトの名称、ドメイン名(URL)、IP アドレス、他社のクラウドサービス等を利用する場合はその事業者の名称その他県が必要とする情報をあらかじめ提出しなければならない。その際、県は提出されたウェブサイトの構成等が不適切と考える場合には、委託業者に対して、変更を求めることができるものとする。

(2) 委託業者は、ウェブサイトの構築または改修を行う場合には、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が公開する最新の「安全なウェブサイトの作り方」及び地方公共団体情報システム機構(J-LIS)が公開する最新の「地方公共団体における情報システムセキュリティ要求仕様モデルプラン(Webアプリケーション)」に準拠するものとする。また、同モデルプラン「遵守状況一覧」により、県に報告すること。

(3) 委託業者は、ウェブサイトを構築または運用・保守を行う場合には、当該ウェブサイトまたは当該サーバ等で利用する OS、ミドルウェア等のソフトウェアの脆弱性情報を都度収集し、セキュリティ修正プログラムが提供されている場合には、機能の制限をするなど安全性を確保しつつ、速やかに適用を実施しなければならない。

(4) 委託業者は、ウェブサイトを構築した際には、サービス開始前と、運用中においては、1 回以上、ポートスキャン、脆弱性検査を含むプラットフォーム診断を実施し、脆弱性を検出した場合には必要な対策を実施し、その結果を県に報告しなければならない。

(5) 委託業者は、構築したウェブサイト等の情報システムに対し、外部ネットワークを介してログインする場合は、暗号化した通信路を使用し、盗聴・改ざんへの対策を時講じること。また、必要に応じてネットワークを介した情報システムへのアクセス元を制限し、情報資源を保護すること。

また、WAFを導入し、ゼロデイ攻撃に対する対策を講じること。

- (6) 委託業者は、ウェブサイト構築または運用を行うプラットフォームとして、他社のクラウドサービス等を利用する場合は、国内法が適用となるサービス事業者を利用しなければならない。
- (7) 県は、本委託業務の実施にあたり、必要な措置が講じられているかどうかを確認及び検証するため、定期または随時にその実施状況の報告を求めるほか、必要に応じて監査することができるものとする。また、監査の一環として、プラットフォーム診断（ポートスキャン、脆弱性検査を含む。）またはアプリケーション診断その他必要な監査を当該サイトに対して実施することができるものとする。
- (8) 委託業者は、県が監査を実施するにあたり、必要な情報を県に提供するとともに、他社のクラウドサービス等を利用してウェブサイト構築または運用している場合は、クラウドサービス事業者等と必要な調整を行うものとする。
- (9) 委託業者は、監査等により脆弱性が検出された場合には、必要な対策を速やかに実施しなければならない。
- (10) 委託業者は、ウェブページを運用するサーバについて、以下の設備要件を満たさなければならない。
 - ・SLA（サービス品質保証）として99.95%以上の稼働率を保証していること。
 - ・保管データの損失・破壊がないことを示す値である堅牢性が99.999999999%（イレブンナイン）以上のストレージを利用すること。
- (11) 委託業者は、以下の要件を満たすウイルス対策ソフトを導入すること。
 - ・リアルタイムのウイルススキャンが可能であること。
 - ・定期的なフルスキャンが可能であること。
 - ・常に最新のウイルス定義の取得が可能であること。
 - ・契約期間中の更新料も含めた法人向け有償版であること。

3 インターネット接続環境の整備

ブロードバンド回線、プロバイダ接続、グローバルIPアドレス等、当ウェブサイトインターネットに公開するための環境を整備すること。

4 ドメイン

ウェブサイトのドメイン名は、原則として、県のサブドメインを使用すること。

5 障害対応

- ・セキュリティ事故が発生したときは、速やかに、その内容、状況等を詳細に記載した書面により、県に報告し、県の指示に従うこと。
- ・システムの停止やページの改ざんなど、重大なセキュリティ事故の発生に備え、休日や夜間にも対応できる体制とすること。
- ・重大なセキュリティ事故が発生した場合は、当面の間、休日を含め24時間体制で対応すること。